

女子美術大学学則

(昭和41年4月1日施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、芸術に関する最高の理論及び技術を教授研究し、教養高く芸術的創造力の豊かな女性を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。これについては、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科及び学生定員)

第2条 本学に、芸術学部を置く。

2 芸術学部には、置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入定員	収容定員
美術学科	190名	14名	788名
デザイン・工芸学科	220名	16名	912名
アート・デザイン表現学科	160名	10名	660名
共創デザイン学科	60名		240名

(学科の目的)

第2条の2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

一 美術学科は、過去、現在、未来にわたる、広範な芸術的制作、芸術的理論の探求に基づき、芸術表現およびその研究を練磨することを教育目標としている。平面表現、立体表現の制作技術の鍛錬、作品コンセプトの熟成、芸術理論による表象的意味の理解を通して、社会に対する深い洞察に基づいた創造的活動を持続的に行える人材の養成を目的としている。

二 デザイン・工芸学科は、人と人とのコミュニケーション・人とモノの関わり・人と環境のあるべき姿の考察、及び独創的な創作活動の実践を教育目標としている。幅広い視野・技術・感性を実体験を通して養い、柔軟な思考に基づき時代に即応し活躍できる人材の養成を目的とする。

三 アート・デザイン表現学科は、アートとデザインの領域を横断、融合して、クリエイティブな発想力と独創的な表現力を培うことを教育目標としている。ヒューマンティーマの視点からアートとデザインを捉え、時代の変化に柔軟に対応できる深い知識と斬新な感性を持ち、コミュニケーション能力に長け、国際社会の幅広い分野で創造的に活躍できる人材の養成を目的とする。

四 共創デザイン学科は、デザインの基礎的・基本的な知識と能力を習得させ、デザインの理論や手法を活用し、地域や産業の振興を図るための創造的な能力と実践的な姿勢を育成することを教育目標とする。伝達や用途などの目的や機能を考え、デザインする能力を身に付け、顧客や消費者をはじめとする多様な立場の人々と協働して、商品やサービスの価値を共に創り上げることのできる能力を備えた人材の養成を目的とする。

(付属研究所、図書館及び美術館)

第3条 本学に、付属研究所、図書館及び美術館を置く。

2 付属研究所、図書館及び美術館に関する規則は別に定める。

(事務組織)

第4条 本学に、必要な事務組織を置く。

第3章 職員組織

(職員組織)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

第4章 教授会

(教授会)

第6条 学部に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第7条 教授会は、学長、専任の教授・准教授・講師をもって構成する。

(教授会の招集)

第8条 教授会の招集は、学長が行う。

2 教授会の議長は学部長とする。

3 議長に事故あるときは、当該招集者が予め指名した教授が議長となる。

(審議事項)

第9条 教授会は、次の事項を審議する。

一 教育課程に関すること。

- 二 主要年中行事及び日程に関すること。
- 三 授業科目修了の認定に関すること。
- 四 学生の指導及び賞罰に関すること。
- 五 入学試験に関すること。
- 六 入学、退学、休学、留学、転学及び卒業に関すること。
- 七 各種奨学生に関すること。
- 八 実習料等に関すること。
- 九 学則その他本学の制規に関すること。
- 十 教員の人事に関すること。
- 十一 その他本学に関する重要なこと。

(その他)

第10条 教授会に関する事項は、本章によるほか、芸術学部教授会内規の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日（10月 30日）

春期休業 （4月 1日から4月15日まで）

夏期休業 （7月 11日から9月10日まで）

冬期休業 （12月 25日から翌年1月7日まで）

2 学長は、教授会の議を経て、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第15条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学した学生は、それぞれ第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に別表第4に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書他所定の書類を提出するとともに、別表第4に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する女子で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、3年次に入学を許可する。

- 一 学士の学位を有する者

- 二 短期大学(外国の短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者
- 三 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
- 四 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者
- 五 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む)の専攻科(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第22条 本学を退学した者で、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前条第2項の規定は本条に適用する。

(転入学)

第22条の2 本学に転入学を希望する女子があるときは欠員の状況等により、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 第21条第2項の規定は、本条に適用する。

3 転入学に関して必要な事項は別に定める。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目を分けて、学部共通科目、学科専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(教職に関する科目)

第24条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

(博物館に関する科目)

第25条 第23条に定めるもののほか、博物館に関する科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第3のとおりとする。

(授業の方法)

第25条の2 本学における授業の方法は、講義、演習、実習又は実技とする。

2 前項の授業は、メディアを利用して行うことがある。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義を中心とする授業については、15時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

二 演習を中心とする授業については、15時間から30時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技を中心とする授業については、30時間から45時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業期間は、定期試験等を含めて原則として35週とする。

(各授業科目の授業期間)

第28条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、必要と認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(履修科目の登録)

第28条の2 学生は、毎学期の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録する単位数の上限を定めることとする。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第26条第2項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(学習の評価)

第30条 試験等の評価は、 $S \cdot A \cdot B \cdot C \cdot D$ をもって表わし、C以上を合格とする。

(他学科の授業科目の履修)

第30条の2 学生が他学科の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、許可を得て当該科目を履修することができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第30条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

3 第1項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第30条の3第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第2項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。

2 学生が入学する前に行った第30条の4第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項による認定単位数は編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条の3第1項、第2項及び第30条の4の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項、第2項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

第9章 休学、留学、退学及び転学

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を超えない範囲内において休学期間の延長を許可、又は命ずることができる。

2 休学期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第15条の在学期間には算入しない。

(復学)

第33条 休学期間が満了した翌日に復学するものとする。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は学期の始めとする。

(留学)

第33条の2 外国の大学又は短期大学に留学を志願する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 留学した期間は第15条の在学期間に算入し、第30条の3第2項を適用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

3 留学に関して必要な事項は別に定める。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第34条の2 本学の学生で、本学の他学科に転学科を希望する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

2 転学科に関する事項は別に定める。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(措置による退学)

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学の措置を講ずる。

一 第15条に定める在学年限を超えた者

二 第32条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業及び学士の学位等

(卒業の要件)

第37条 本学を卒業するためには、大学に4年以上在学し、所定の学部共通科目、学科専門科目から各学科の定める必修科目、選択科目を含め、合計124単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第38条 本学に4年(第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学した者については、それぞれ第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(在学期間の延長)

第38条の2 前条の規定にかかわらず、本学に修業年限以上在学し、卒業に必要な要件を満たす者のうち、引き続き本学に在学して学修の継続を希望する者については、第12条に規定する学期を単位として、在学期間の延長を許可することができる。

2 在学期間の延長について必要な事項は別に定める。

(学士の学位授与)

第39条 卒業を認定された者に対し、学士（芸術）の学位を授与する。

2 学位に関する規則は別に定める。

（資格の種類）

第40条 本学において取得することのできる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

（1）教育職員免許状

学 科	免許状の種類	高等学校教諭 1種免許状	中学校教諭 1種免許状
美術学科		美 術	美 術
デザイン・工芸学科		美 術・工 芸	美 術
アート・デザイン表現学科		美 術	美 術

（2）学芸員資格

美術学科、デザイン・工芸学科、アート・デザイン表現学科

（教員免許状の取得）

第41条 高等学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位数を取得しなければならない。

（学芸員資格の取得）

第42条 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に規定する科目及び単位数を取得しなければならない。

第11章 賞罰

（表彰）

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

（懲戒）

第44条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 研究員、研修員、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

（研究員、研修員）

第45条 本学において特定の専門事項について研究又は研修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究員又は研修員として受入れることがある。

2 研究員及び研修員について必要な事項は別に定める。

（研究生）

第46条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

（科目等履修生）

第47条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生には、本学則第29条及び第30条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

（特別聴講学生）

第47条の2 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 その他特別聴講学生に関する規則は別に定める。

（委託生）

第47条の3 他の機関又は団体から派遣され、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として許可する。

2 委託生について必要な事項は別に定める。

（外国人留学生）

第47条の4 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第13章 検定料、入学料、授業料その他の費用

（検定料等の額）

第48条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は別表第4に定めるとおりとする。

（授業料等の納付）

第49条 授業料、実習料、施設設備料、維持費は、年額の2分の1ずつを2期に分けて納付するものとする。ただし、前期

分納付時に、後期分も併せて納付することができる。

前期納期 4月 10日

後期納期 10月 5日

2 第1項以外の費用は、全額を4月10日までに納付するものとする。

3 特別の事情のあると認められる者は、延納を認めることがある。

(転学、退学等の場合の授業料等)

第50条 転学、退学した者については、在籍していた期までの授業料等を徴収する。ただし、第36条第三号又は第四号により退学の措置を講じられた者については、この限りではない。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第51条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料として授業料相当額の4分の1を徴収する。

2 在籍料の減免措置については、別に定める。

(研究生、科目等履修生の授業料等)

第52条 研究生及び科目等履修生の授業料等については、別表第4に定める。

(納付した授業料等)

第53条 納付した検定料、入学科及び授業料等は、原則として返還しない。

第14章 厚生施設

(保健センター)

第54条 本学に保健センターを置く。

2 保健センターに関する規則は別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第55条 本学は社会人の生涯学習に寄与し、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

付 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この学則の第30条は、昭和52年度1年次入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和53年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和54年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和55年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和56年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。
付 則
- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則第23条別表第一は、昭和63年度入学生より適用する。
- 3 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。
付 則
- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。
付 則
- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この学則第48条は、昭和57年度入学生より適用する。
付 則
- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
付 則
- この学則は、平成3年7月1日から施行する。
付 則
- この学則は、平成4年4月1日から施行する。
付 則
- この学則は、平成4年10月1日から施行する。
付 則
- この学則は、平成5年4月1日から施行する。
付 則
- この学則は、平成5年5月1日から施行する。
付 則
- この学則は、平成6年4月1日から施行する。
付 則
- この学則は、平成7年4月1日から施行する。なお、平成6年度以前に入学した学生には、学則第48条を除き従前の学則を適用する。
付 則
- この学則は、平成8年4月1日から施行する。なお、平成7年度以前に入学した学生には、学則第48条及び第50条を除き従前の学則を適用する。
付 則
- この学則は、平成9年4月1日から施行する。なお、平成8年度以前に入学した学生には、学則第48条及び別表第三を除き従前の学則を適用する。
付 則
- この学則は、平成11年4月1日から施行する。なお、平成10年度以前に入学した学生には、学則第4条及び第48条を除き従前の学則を適用する。
付 則
- この学則は、平成12年4月1日から施行する。なお、平成11年度以前に入学した学生には、学則第48条及び別表第四を除き従前の学則を適用する。
付 則
- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。なお、平成12年度以前に入学した学生には、学則第48条及び別表第四を除き従前の学則を適用する。
- 2 この学則第2条第2項にかかわらず、平成13年度から平成15年度の学生定員は次のとおりとする。

平成13年度

第1年次

学 科		入学定員	編入定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻	90名		90名
	日本画専攻	36名		36名
工芸学科		50名		50名
立体アート学科		30名		30名
デザイン学科		145名		145名
メディアアート学科		100名		100名
ファッション造形学科		50名		50名
芸術学科		40名		40名

第2年次、第3年次、第4年次

学 科		入学定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻		300名
	日本画専攻		120名
デザイン学科	造形計画専攻		240名
	環境計画専攻		240名
工芸科			150名
芸術学科			150名

平成14年度

第1年次、第2年次

学 科		入学定員	編入定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻	90名		180名
	日本画専攻	36名		72名
工芸学科		50名		100名
立体アート学科		30名		60名
デザイン学科		145名		290名
メディアアート学科		100名		200名
ファッション造形学科		50名		100名
芸術学科		40名		80名

第3年次、第4年次

学 科		入学定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻		200名
	日本画専攻		80名
デザイン学科	造形計画専攻		160名
	環境計画専攻		160名
工芸科			100名
芸術学科			100名

平成15年度

第1年次、第2年次、第3年次

学 科		入学定員	編入定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻	90名		270名
	日本画専攻	36名		108名
工 芸 学 科		50名		150名
立体アート学科		30名	5名	95名
デ ザ イ ン 学 科		145名		435名
メディアアート学科		100名	10名	310名
ファッション造形学科		50名	5名	155名
芸術学科		40名		120名

第4年次

学 科		入学定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻		200名
	日本画専攻		80名
デザイン学科	造形計画専攻		160名
	環境計画専攻		160名
工芸科			100名
芸術学科			100名

3 第23条に規程する専門科目の内、「コンピュータアート演習」（2単位）は、デザイン科環境計画専攻及び工芸科の平成12年度入学生にも適用する。

付 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。なお、平成13年度以前に入学した学生には、学則第30条及び第48条を除き従前の学則を適用する。

2 この学則第2条第2項にかかわらず、平成14年度の学生定員は次のとおりとする。

平成14年度

第1年次、第2年次

学 科		入 学 定 員	編 入 定 員	収 容 定 員
絵画学科	洋画専攻	90名		180名
	日本画専攻	36名		72名
工芸学科		50名		100名
立体アート学科		30名		60名
デザイン学科		145名		290名
メディアアート学科		100名		200名
ファッション造形学科		50名		100名
芸術学科		40名		80名

第3年次、第4年次

学 科		入学定員	収容定員
絵画学科	洋画専攻		200名
	日本画専攻		80名
デザイン学科	造形計画専攻		160名
	環境計画専攻		160名
工芸科			100名
芸術学科			100名

付 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。なお、平成14年度以前に入学した学生には、学則第48条及び別表第4を除き従前の学則を適用する。

2 この学則第2条第2項にかかわらず、平成15年度の学生定員は次のとおりとする。

平成15年度

第1年次、第2年次、第3年次

学 科		入 学 定 員	編 入 定 員	収 容 定 員
絵画学科	洋画専攻	90名	15名	285名
	日本画専攻	36名	3名	111名
工芸学科		50名	5名	155名
立体アート学科		30名	5名	95名

デザイン学科	145名	20名	455名
メディアアート学科	100名	10名	310名
ファッション造形学科	50名	5名	155名
芸術学科	40名	5名	125名

第4年次

学 科		入 学 定 員	収 容 定 員
絵画科	洋画専攻		100名
	日本画専攻		40名
デザイン科	造形計画専攻		80名
	環境計画専攻		80名
工芸科			50名
芸術学科			50名

3 第34条の2は、平成13年度入学生にも適用する。

4 第40条第2項は、平成14年度入学生にも適用する。

付 則

1 この学則は、平成16年3月1日から施行する。

2 再入学を志願する者は、学則第22条の規定にかかわらず、改正前の除籍された者を含むものとする。

付 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日現在在籍する者については、学則第30条の2を除き従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。なお、平成21年度以前に入学した学生には、学則第48条を除き従前の学則を適用する。

2 この学則第2条第2項にかかわらず、平成22年度から平成24年度の学生定員は次のとおりとする。

平成22年度

第1年次

第2年次、第3年次、第4年次

第1年次

第2年次、第3年次、第4年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科	200名		200名
デザイン・工芸学科	230名		230名
アート・デザイン表現学科	160名		160名

学 科		入学 定員	編入 定員	収容 定員
絵画学科	洋画専攻		15名	300名
	日本画専攻		3名	114名
工芸学科			5名	160名

立体アート学科		5名	100名
デザイン学科		20名	475名
メディアアート学科		10名	320名
ファッション造形学科		5名	160名
芸術学科		5名	130名

平成23年度

第1年次、第2年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科	200名		400名
デザイン・工芸学科	230名		460名
アート・デザイン表現学 科	160名		320名

第3年次、第4年次

学 科		入学 定員	編入 定員	収容 定員
絵画学科	洋画専攻		15名	210名
	日本画専攻		3名	78名
工芸学科			5名	110名
立体アート学科			5名	70名
デザイン学科			20名	330名
メディアアート学科			10名	220名
ファッション造形学科			5名	110名
芸術学科			5名	90名

平成24年度

第1年次、第2年次、第3年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科	200名	14名	614名
デザイン・工芸学科	230名	16名	706名
アート・デザイン表現学 科	160名	10名	490名

第4年次

学 科		入学 定員	編入 定員	収容 定員
絵画学科	洋画専攻			105名
	日本画専攻			39名
工芸学科				55名
立体アート学科				35名
デザイン学科				165名
メディアアート学科				110名
ファッション造形学科				55名
芸術学科				45名

付 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成27年7月23日から施行する。

付 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は平成29年4月1日から施行する。なお、平成28年度以前に入学した学生には、学則第48条を除き従前の学則を適用する。

2 この学則第2条第2項にかかわらず、平成29年度から平成31年度の学生定員は次のとおりとする。

平成29年度

第1年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科	190名		190名
デザイン・工芸学科	220名		220名
アート・デザイン表現学科	160名		160名

第2年次、第3年次、第4年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科		14名	628名
デザイン・工芸学科		16名	722名
アート・デザイン表現学科		10名	500名

平成30年度

第1年次、第2年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科	190名		380名
デザイン・工芸学科	220名		440名
アート・デザイン表現学科	160名		320名

第3年次、第4年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科		14名	428名
デザイン・工芸学科		16名	492名
アート・デザイン表現学科		10名	340名

平成31年度

第1年次、第2年次、第3年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科	190名	14名	584名
デザイン・工芸学科	220名	16名	676名
アート・デザイン表現学科	160名	10名	490名

第4年次

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科			214名
デザイン・工芸学科			246名
アート・デザイン表現学科			170名

付 則

この学則は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は令和5年4月1日から施行する。なお、令和4年度以前に入学した学生には、従前の学則を適用する。

2 この学則第2条第2項にかかわらず、令和5年度から令和7年度の学生定員は次のとおりとする。

令和5年度

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科	190名	14名	788名
デザイン・工芸学科	220名	16名	912名
アート・デザイン表現学科	160名	10名	660名
共創デザイン学科	60名		60名

令和6年度

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
-----	----------	----------	----------

美術学科	190名	14名	788名
デザイン・工芸学科	220名	16名	912名
アート・デザイン表現学科	160名	10名	660名
共創デザイン学科	60名		120名

令和7年度

学 科	入学 定員	編入 定員	収容 定員
美術学科	190名	14名	788名
デザイン・工芸学科	220名	16名	912名
アート・デザイン表現学科	160名	10名	660名
共創デザイン学科	60名		180名

付 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この学則第23条別表第1は、令和7年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

別表第1

(1) 学部共通科目

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
学 部 共 通 科 目	女子美基礎講座	2		1. 学部共通科目については、30単位以上を修得すること。女子美基礎講座、女子美の教養を必修とする。 2. 「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」については、6単位以上修得すること。 (1) 日本語A、Bは外国人留学生のみ履修でき、且つ必修とする。 3. 「美大生としての基礎力・創造力を養う」については、10単位以上を修得すること。 4. 「アートを社会と生活に生かす」については、2単位以上を修得すること。 5. 「語学力を高めて世界で活躍する」については、4単位以上修得し、以下の科目より2単位以上修得すること。 Joshibi Foundation English Joshibi Global English Joshibi Art English English Conversation English in Film and the Performing Arts 6. 教員免許状を取得する者は、教育原論、教育心理学、法学（日本国憲法）、健康科学A、健康科学Bを必修とする。 7. 学芸員資格を取得する者は、博物館概論を必修とする。
	女子美の教養	2		
	ジェンダーとアート研究		2	
	歴史の中の女性		2	
	女性と法		2	
	ジェンダー論		2	
	ジェンダーとアート概論		2	
	情報とアート		2	
	人権・ダイバーシティとアート		2	
	哲学		2	
	歴史学		2	
	文学		2	
	文化人類学		2	
	思想史		2	
	コミュニケーション論		2	
	比較文化論		2	
	異文化理解		2	
	言語学		2	
	伝統文化論		2	
	法学（日本国憲法）		2	
	社会福祉学		2	
	国際関係論		2	
	経済学		2	
	観光学		2	
	教育原論		2	
	アートと法入門		2	
	芸術文化政策論		2	
	日本語A		1	
	日本語B		1	
	環境とアート		2	
	身体とアート		2	
	数理科学		2	
	生命科学		2	
	心理学		2	
	教育心理学		2	
	青年心理学		2	
	環境論		2	
	スポーツ演習A		1	
	スポーツ演習B		1	
	健康科学A		1	
	健康科学B		1	
	精神保健		2	
	行動心理学		2	
	身体機能論		2	

科目 区分			授 業 科 目		単位数		備 考
					必修	選択	
学 部 共 通 科 目	美大生としての基礎力・創造力を養う	芸 術	音楽とアート			2	美術学科国際芸術文化専攻は必修とする。 美術学科は必修とする。
			古美術研究			2	
			西洋美術史概説			2	
			西洋美術史特論A			2	
			西洋美術史特論B			2	
			西洋美術史特論C			2	
			日本美術史概説			2	美術学科は必修とする。
			日本美術史特論A			2	
			日本美術史特論B			2	
			日本美術史特論C			2	
			東洋美術史概説			2	美術学科は必修とする。
			東洋美術史特論A			2	
			東洋美術史特論B			2	
			美学			2	
			現代美学			2	
			芸術学A			2	
			芸術学B			2	
			芸術学C			2	
			現代美術論			2	
			デザイン史A			2	
			デザイン史B			2	
			印刷概論			2	
			美術解剖学A			2	
			美術解剖学B			2	
			図学A			2	
			図学B			2	
			書道A			1	
			書道B			1	
			文化遺産学			2	
			写真史			2	
			色彩学A			2	
			色彩学B			2	
			造形心理学			2	
	アート を 社 会 と 生 活 に 生 か す	実 践 す る ア ー ト	プロジェクト・スタディーズ			2	アート・デザイン表現学科クリエイティブ・プロデュース表現領域 は必修とする
			アーティスト・イン・レジデンス			2	
			国際芸術プログラム			2	
			地域共創学			2	
			アーティスト・イン・レジデンス概論			2	
			カラーコーディネート基礎			2	
			表現と癒しの営み			2	
			子ども発達論			2	
			インテリアデザイン史			2	

科目 区分			授 業 科 目		単位数		備 考
					必修	選択	
学部 共通 科目	アートを社会と生活に生かす	キャリア ア リ テ ラ ン ス	インターンシップ 1			1	美術学科は必修とする。
			インターンシップ 2			2	
			インターンシップ 3			3	
			インターンシップ 4			4	
			博物館概論			2	
			キャリア形成A			2	
			キャリア形成B			2	
			キャリア形成C			2	
			キャリア形成D			2	
			情報メディア基礎演習			2	
	語学力を高め世界で活躍する	語学力を高める	Joshibi Foundation English A			1	
			Joshibi Foundation English B			1	
			Joshibi Art English A			1	
			Joshibi Art English B			1	
			English in Film and the Performing Arts A			1	
			English in Film and the Performing Arts B			1	
			Joshibi Global English A			1	
			Joshibi Global English B			1	
			English Conversation A			1	
			English Conversation B			1	
			フランス語ⅠA			1	
			フランス語ⅠB			1	
			イタリア語ⅠA			1	
			イタリア語ⅠB			1	
			ドイツ語ⅠA			1	
			ドイツ語ⅠB			1	
			中国語ⅠA			1	
			中国語ⅠB			1	
			フランス語ⅡA			1	
			フランス語ⅡB			1	
			イタリア語ⅡA			1	
			イタリア語ⅡB			1	
			ドイツ語ⅡA			1	
			ドイツ語ⅡB			1	
			中国語ⅡA			1	
			中国語ⅡB			1	

(2) 学科專門科目

科目 区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
美術 学 科 共 通 科 目	学 科 目	美術で生きる	2		卒業のためには、学科専門科目について94単位以上修得すること。 国際芸術文化専攻は 何れか2単位 必修とする。 国際芸術文化専攻は 何れか2単位 必修とする。 国際芸術文化専攻は 何れか2単位 必修とする。 国際芸術文化専攻は 何れか2単位 必修とする。 洋画専攻、日本画専攻、立体アート専攻、美術教育専攻は6単位、国際芸術文化専攻は8単位必修とする。
		アート・プラクティスⅠ		2	
		アート・プラクティスⅡ		2	
		アート・アクティビティ		2	
		色彩文化概論		2	
		配色調和論		2	
		視覚心理学		2	
		カラーキャリアⅠ		2	
		カラーキャリアⅡ		2	
		文化資源学		2	
		ヴィジュアルスタディーズA		2	
		ヴィジュアルスタディーズB		2	
		デザイン批評A		2	
		デザイン批評B		2	
		芸術人類学		2	
		芸術民俗学		2	
		芸術政策と法		2	
		創作活動と法		2	
		美術学科オープン実技A（油彩画）		2	
		美術学科オープン実技A（タプルワーク）		2	
		美術学科オープン実技A（リトグラフ）		2	
		美術学科オープン実技A（日本画）		2	
		美術学科オープン実技A（彫塑）		2	
		美術学科オープン実技A（立体）		2	
		美術学科オープン演習A（素描（基礎）1）		2	
		美術学科オープン演習A（素描（基礎）2）		2	
		美術学科オープン演習A（プリント）		2	
		美術学科オープン演習A（日本画）		2	
		美術学科オープン演習A（繊維）		2	
		美術学科オープン演習A（CGa）		2	
		美術学科オープン演習A（編集・デザイン）		2	
		美術学科オープン演習A（メディア）		2	
		美術学科オープン演習A（英語でつくる1）		2	
		絵画素材論A		1	
		美術学科オープン実技B（油彩画）		2	
		美術学科オープン実技B（古典技法）		2	
		美術学科オープン実技B（インスタレーション）		2	
		美術学科オープン実技B（銅版画）		2	
		美術学科オープン実技B（日本画）		2	
		美術学科オープン実技B（彫塑）		2	
		美術学科オープン演習B（素描）		2	
		美術学科オープン演習B（パネル制作）		1	
		美術学科オープン演習B（紙）		1	
		美術学科オープン演習B（日本画）		2	
美術学科オープン演習B（編集・デザイン）		2			
美術学科オープン演習B（メディア）		2			
美術学科オープン演習B（CGb）		2			
美術学科オープン演習B（製本）		2			
美術学科オープン演習B（絵画材料）		2			
美術学科オープン演習B（英語でつくる2）		2			
絵画素材論B		1			
芸術文化オープンゼミⅠ		2			
ミュージアムエデュケーション演習		2			
美術教育オープンゼミA		2			
教職絵画		1			

科目 区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
美術学 科 目	学 科 共 通 科 目	教職彫刻		1	国際芸術文化専攻は必修とする 美術教育専攻は必修とする。
		芸術文化オープンゼミⅡ		4	
		美術教育論A		2	
		美術教育論B		2	
		アート修復基礎論		2	
		美術教育オープンゼミB		2	
		教職デザイン		1	
		教職工芸		1	
		芸術文化オープンゼミⅢ		4	
	専 攻 ・ 領 域 専 門 科 目	絵画ⅠA		6	洋画専攻は必修とする。
		絵画ⅠB		5	
		基礎構成演習		2	
		デッサンⅠ		2	美術教育専攻は必修とする。
		日本画基礎ⅠA		7	
		日本画基礎ⅠB		7	日本画専攻は必修とする。
		彫塑基礎		6	
		立体基礎Ⅰ		6	立体アート専攻は必修とする。
		彫塑概論		2	
		造形表現基礎ⅠA a		3	美術教育専攻は必修とする。
		造形表現基礎ⅠA b		3	
		造形表現基礎ⅠA c		1	
		造形表現基礎ⅠB		2	
		芸術文化基礎ⅠA		2	
		芸術文化基礎ⅠB		2	国際芸術文化専攻は必修とする。
		多文化理解基礎Ⅰ		2	
		グローバルコミュニケーションⅠ		2	
		海外芸術研修ⅠA		2	
		海外芸術研修ⅠB		2	
		日本文化研修A		2	美術教育専攻は何れか2単位必修とする。 国際芸術文化専攻は以下の科目より何れか2単位必修とする。 デザイン工芸論A、デザイン工芸論B、工芸史A、工芸史B。
		デザイン・工芸論A		2	
		デザイン・工芸論B		2	12単位 洋画専攻は何れか12単位必修とする。
		絵画ⅡA		4	
		絵画ⅡB		8	
		版画Ⅰ		10	12単位
		版画表現演習Ⅰ		2	
		デッサンⅡ		2	洋画専攻、美術教育専攻は必修とする。
		日本画基礎ⅡA		7	日本画専攻は必修とする。
		日本画基礎ⅡB		7	
		素材実習		6	立体アート専攻は必修とする。
		立体基礎Ⅱ		6	
		工芸		1	美術教育専攻は必修とする。
		造形表現基礎ⅡA a		4	
		造形表現基礎ⅡA b		1	
		造形表現基礎ⅡA c		1	
		造形表現基礎ⅡB		2	
		美術科教育内容指導論A		2	
		美術教育ゼミA		2	

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
美術学 ・ 領域 専門 科目	芸術文化基礎Ⅱ A		2	国際芸術文化専攻は必修とする。
	芸術文化基礎Ⅱ B		2	
	多文化理解基礎Ⅱ		2	
	グローバルコミュニケーションⅡ		2	
	海外芸術研修Ⅱ A		2	
	海外芸術研修Ⅱ B		6	国際芸術文化専攻は以下の科目より何れか2単位必修とする。 デザイン工芸論A、デザイン工芸論B、工芸史A、工芸史B。
	日本文化研修B		2	
	芸術文化ゼミⅠ		2	
	工芸史A（染織）		2	
	工芸史B（陶ガラス）		2	
	絵画Ⅲ A		8	15単位
	絵画Ⅲ B		7	
	版画Ⅱ		11	15単位
	素材実験Ⅰ		2	
	版画表現演習Ⅱ		2	日本画専攻は必修とする。
	日本画研究Ⅰ A		8	
	日本画研究Ⅰ B		8	
	プレゼンテーション演習		2	
	造形表現演習		2	
	立体研究Ⅰ A		7	立体アート専攻は必修とする。
	立体研究Ⅰ B		7	
	造形表現研究Ⅰ A a		4	美術教育専攻は必修とする。
	造形表現研究Ⅰ A b		1	
	造形表現研究Ⅰ A c		1	
	造形表現研究Ⅰ B		2	
	デッサンⅢ		2	
	デザイン・工芸選択実技A		2	国際芸術文化専攻は必修とする。
	美術教育演習		2	
	美術科教育内容指導論B		2	
	美術教育ゼミB		2	
	グローバルコミュニケーションⅢ		2	
	多文化理解演習		2	洋画専攻は何れか8単位必修とする。
	芸術文化ゼミⅡ		4	
	絵画Ⅳ		8	
	版画Ⅲ		7	
	素材実験Ⅱ		1	
	日本画研究Ⅱ		8	日本画専攻は必修とする。
	立体研究Ⅱ		8	立体アート専攻は必修とする。
	造形表現研究Ⅱ		8	美術教育専攻は必修とする。
	グローバルコミュニケーションⅣ		2	国際芸術文化専攻は必修とする。
	芸術文化ゼミⅢ		4	国際芸術文化専攻は必修とする。
	卒業制作		10	洋画専攻、日本画専攻、立体アート専攻は必修とする。
	卒業研究		10	美術教育専攻は必修とする。
	卒業研究		4	国際芸術文化専攻は必修とする。

科目 区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
デザイン・工芸学 共通科目	デザイン学 ・ 工芸学 科目	デザイン・工芸選択実技 A	2		卒業のためには、学科専門科目について 9 4 単位以上修得すること。
		デザイン・工芸選択実技 B	2		
		デザイン・工芸論 A	2		
		デザイン・工芸論 B	2		
		デザイン図法		2	プロダクトデザイン専攻、環境デザイン専攻は必修とする。
		コンピュータプレゼン演習 A		2	
		コンピュータプレゼン演習 B		2	
		色彩計画演習		2	
		素材演習 A		2	グラフィックデザイン専攻は必修とする。 環境デザイン専攻は必修とする。 工芸専攻はどれか 2 単位必修とする。
		素材演習 B		2	
		素材演習 C		2	
		素材演習 D		2	
		素材演習 E		2	
		素材演習 F		2	
		バリアフリー演習		1	
		マーケティング論		2	
		人間工学論		2	
		デザインと法		2	
		展示計画論		2	
		デザイン心理学		2	
		デザイナーサーベイ論		2	
		インテリアデザイン史		2	
		環境論		2	
		服装史		2	
		文様史		2	
		伝統染織文化論		2	
		テキスタイル表現論		2	
		空間演出論		2	
		現代造形論		2	
		広告論		2	
		写真史		2	
		造形演習 A		2	
		造形演習 B		2	
		造形演習 C		2	
		造形演習 D		2	
		エコロジカルプランニング演習		1	
		ライティング演習		1	
		印刷概論		2	
		ヴィジュアルデザイン概論		2	
		プロダクトデザイン概論		2	
		環境デザイン概論		2	
		工芸史 A (染織)		2	
		工芸史 B (陶ガラス)		2	
		映像表現演習 A		2	
		映像表現演習 B		2	
		写真演習		2	
		英語プレゼンテーション		2	

科目 区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
デザイン・工芸学 専攻領域 専門科目	学科共通科目	建築材料学		2	
		建築生産Ⅰ		1	
		建築生産Ⅱ		1	
		建築法規		1	
		構造計画		2	
		建築設備		2	
		デザイン・工芸連携プロジェクトA		1	
		デザイン・工芸連携プロジェクトB		2	
		デザイン・工芸連携プロジェクトC		3	
		デザイン・工芸連携プロジェクトD		4	
	専攻領域 専門科目	ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅰ-A		3	ヴィジュアルデザイン専攻は必修とする。
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅰ-B		3	
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅰ-C		3	
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅰ-D		3	
		表現演習Ⅰ-A		1	プロダクトデザイン専攻は必修とする。
		表現演習Ⅰ-B		1	
		プロダクトデザイン基礎演習A		2	
		プロダクトデザイン基礎演習B		2	
		プロダクトデザイン基礎演習C		2	
		プロダクトデザイン基礎演習D		2	
		プロダクトデザイン基礎演習E		2	
		プロダクトデザイン基礎演習F		2	
		CG演習Ⅰ		2	環境デザイン専攻は必修とする。
		表現演習Ⅰ		2	
		環境デザイン基礎演習A		2	
		環境デザイン基礎演習B		2	
		環境デザイン基礎演習C		2	環境デザイン専攻、工芸専攻は必修とする。
		環境デザイン基礎演習D		2	
		環境デザイン基礎演習E		2	
		CG演習		2	
		工芸基礎(染)		2	工芸専攻は必修とする。
		工芸基礎(織)		2	
		工芸基礎(刺繍)		2	
		工芸基礎(陶)		2	
		工芸基礎(ガラス)		2	ヴィジュアルデザイン専攻は必修とする。
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅱ-A		2	
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅱ-B		2	
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅱ-C		2	
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅱ-D		2	
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅱ-E		2	
		ヴィジュアルデザイン基礎演習Ⅱ-F		2	
		表現演習Ⅱ-A		2	プロダクトデザイン専攻は必修とする。
		表現演習Ⅱ-B		2	
		プロダクトデザイン演習A		2	
		プロダクトデザイン演習B		2	
		プロダクトデザイン演習C		2	
		プロダクトデザイン演習D		2	
		プロダクトデザイン演習E		2	
		プロダクトデザイン演習F		2	
		CG演習Ⅱ		2	
		表現演習Ⅱ		2	
		プロダクトデザイン史		2	

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
デザイン・工芸学科	環境デザイン演習 A		2	環境デザイン専攻は必修とする。
	環境デザイン演習 B		3	
	環境デザイン演習 C		2	
	環境デザイン演習 D		2	
	環境デザイン演習 E		2	
	環境デザイン演習 F		2	
	製図演習		2	
	CAD演習		2	
	プレゼン演習 I		2	何れか 7 単位 1 8 単位
	テキスタイル (染・織・刺繍)		7	
	染 I		7	
	織 I		7	
	刺繍 I		7	
	材料学 A (繊維)		4	
	陶・ガラス		7	
	陶 I		7	何れか 7 単位 1 8 単位
	ガラス I		7	
	材料学 B (陶ガラス)		4	
	ヴィジュアルデザイン演習 I-A		2	ヴィジュアルデザイン専攻は必修とする。
	ヴィジュアルデザイン演習 I-B		2	
	ヴィジュアルデザイン演習 I-C		2	
	ヴィジュアルデザイン演習 I-D		2	
	ヴィジュアルデザイン演習 I-E		2	
	ヴィジュアルデザイン演習 I-F		2	
	表現演習Ⅲ-A		2	プロダクトデザイン専攻は必修とする。
	表現演習Ⅲ-B		2	
	3D-CG演習		2	
	プロダクトデザイン I Aa		3	何れか 3 単位 プロダクトデザイン専攻は 1 2 単位必修とする。
	プロダクトデザイン I Ab		3	
	プロダクトデザイン I Ba		3	
	プロダクトデザイン I Bb		3	
	プロダクトデザイン I Ca		3	
	プロダクトデザイン I Cb		3	
	プロダクトデザイン I Da		3	
	プロダクトデザイン I Db		3	
	構造演習		2	環境デザイン専攻は必修とする。
	プレゼン演習 II		2	
	環境デザイン I Aa		2	何れか 2 単位 環境デザイン専攻は 1 1 単位必修とする。
	環境デザイン I Ab		2	
	環境デザイン I Ba		2	
	環境デザイン I Bb		2	
	環境デザイン I Ca		2	
	環境デザイン I Cb		2	
	環境デザイン I Da		2	
	環境デザイン I Db		2	
	環境デザイン I Ea		3	何れか 3 単位
	環境デザイン I Eb		3	

科目 区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
デザイン・工芸学科	専攻・領域専門科目	プレゼンテーション演習		2	工芸専攻は必修とする。
		染ⅡA		7	
		染ⅡB		7	1 4 単位
		織ⅡA		7	
		織ⅡB		7	1 4 単位
		刺繍ⅡA		7	
		刺繍ⅡB		7	1 4 単位
		陶ⅡA		7	
		陶ⅡB		7	1 4 単位
		ガラスⅡA		7	
		ガラスⅡB		7	1 4 単位
		ヴィジュアルデザイン演習Ⅱ-A		4	
		ヴィジュアルデザイン演習Ⅱ-B		4	ヴィジュアルデザイン専攻は必修とする。
		プロダクトデザインⅡAa		3	
		プロダクトデザインⅡAb		3	何れか3 単位
		プロダクトデザインⅡBa		3	
		プロダクトデザインⅡBb		3	何れか3 単位
		環境デザインⅡAa		4	
		環境デザインⅡAb		4	何れか4 単位
		環境デザインⅡBa		4	
		環境デザインⅡBb		4	何れか4 単位
		染Ⅲ		8	
		織Ⅲ		8	工芸専攻は何れか8 単位必修とする。
		刺繍Ⅲ		8	
		陶Ⅲ		8	
		ガラスⅢ		8	
		卒業制作	10		

科目 区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
ア ー ト ・ デ ザ イ ン 表 現 学 科	学 科 共 通 目	アート・デザイン表現基礎演習 A	2		卒業のためには、学科専門科目について 9 4 単位以上修得すること。
		アート・デザイン表現基礎演習 B		1	
		アート・デザイン表現基礎演習 C		1	
		アート・デザイン表現基礎演習 D		1	
		宇宙・人間・アート	2		メディア表現領域は必修とする。
		アート・デザイン表現論	2		
		メディア概論		2	
		ヒーリング表現概論		2	
		ウェルビーイングとアート論		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
		ファッションデザイン史		2	
		ファッション&テキスタイル概論		2	
		スペース表現概論		2	
		空間芸術史		2	スペース表現領域は必修とする。
		知覚・感覚概論		2	
		ミュージアムスタディ概論		2	
		クリエイティブ・プロデュース概論		2	
		アート・デザイン表現演習 I	2		クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする。
		メディアアート概論		2	
		メディア映像概論		2	
		デジタル知的財産概論		2	
		キャラクター文化論		2	メディア表現領域は必修とする。
		絵本芸術論		2	
		身体衣服論		2	
		ファッションマネジメント・文化論		2	
		ノンリニアナラティブ		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
		素材・構法論		2	
		生活様式史		2	
		国際交流文化概論 A		2	
		国際交流文化概論 B		2	クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする。
		ミュージアムメディア概論		2	
		アート・デザイン表現演習 II	2		
		アート・デザイン表現演習 III	4		
		メディア文化論特講		2	ヒーリング表現領域、スペース表現領域、クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする。
		メディアマネージメント論		2	
		芸術社会論		2	
		芸術療法概論		2	
		エビデンスベース入門		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
		心と身体の科学		2	
		心とアートの心理学		2	
		空想思想論		2	
					メディア表現領域は以下の科目より何れか8単位必修とする。 キャラクター文化論、メディアアート概論、メディア映像概論、ノンリニアナラティブ、国際交流文化概論 A、国際交流文化概論 B。
					メディア表現領域は以下の科目より何れか4単位必修とする。 メディア映像概論、ノンリニアナラティブ、メディア文化論特講、メディアマネージメント論。
					ヒーリング表現領域は以下の科目より何れか2単位必修とする。 デジタル知的財産概論、ノンリニアナラティブ、ファッションマネジメント・文化論。
					ヒーリング表現領域・ファッション表現領域・スペース表現領域は以下の科目より何れか2単位必修とする。 国際交流文化概論 A、国際交流文化概論 B。
					ファッション表現領域は以下の科目より何れか2単位必修とする。

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
ア ー ト ・ デ ザ イ ン 表 現 学 科	メディア表現演習01		2	メディア表現領域は必修とする。
	メディア表現演習02		2	
	メディア表現演習03		2	
	メディア表現演習04		2	
	メディア表現演習05		2	
	メディア表現演習06		2	
	メディア表現演習07		2	
	基礎ドローイング演習		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
	基礎マテリアル演習		3	
	コミュニケーションデザイン演習		3	
	ナラティブ発見演習		2	
	イラストレーション演習Ⅰ		2	
	キャラクターデザイン演習Ⅰ		2	
	ファッション表現演習Ⅰ		2	ファッション表現領域は必修とする。
	マテリアル表現演習		2	
	感覚発達演習		2	
	造形基礎演習		4	
	素材基礎演習		4	
	スペース基礎Ⅰ（人間工学）		2	スペース表現領域は必修とする。
	スペース基礎Ⅱ（製図）		2	
	スペース基礎Ⅲ（フィジカルモデリング）		2	
	テンポラリースペースⅠ		2	
	プリミティブスペースⅠ		2	
	スペース基礎Ⅳ（バーチャルモデリング）		2	
	イマーシブスペースⅠ		2	クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする。
	空間基礎演習		2	
	音楽プロデュース演習Ⅰ		2	
	映像&メディア演習Ⅰ		2	
	舞台芸術プロデュース演習Ⅰ		2	
	ミュージアムスタディ演習Ⅰ		2	
	ミュージアムエデュケーション演習Ⅰ		2	
	クリエイティブ・プロデュース演習Ⅰ		2	メディア表現領域は必修とする。
	メディア表現演習08		2	
	メディア表現演習09		2	
	メディア表現演習10		2	
	メディア表現演習11		2	
	メディア表現演習12		2	
	メディアクリエイション基礎演習01		2	ヒーリング表現領域は必修とする。
	メディアクリエイション基礎演習02		2	
	イラストレーション演習Ⅱ		2	
	絵本表現演習Ⅰ		3	
	スタートアップ演習		1	
	キャラクターデザイン演習Ⅱ		2	
	ぬいぐるみ表現演習Ⅰ		3	ファッション表現領域は必修とする。
	ヒーリング・アート演習Ⅰ		3	
	ファッション構成演習		2	
	テキスタイル表現演習		2	
	サーフェスデザイン演習		2	
	ファッションテクノロジー演習		2	
	ファッション表現演習Ⅱ		3	

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
ア ー ト ・ デ ザ イ ン 表 現 学 科	プリミティブスペースⅡ		2	スペース表現領域は必修とする。
	テンポラリースペースⅡ		2	
	イマーシブスペースⅡ		2	
	プリミティブスペースⅢ		2	
	テンポラリースペースⅢ		2	
	イマーシブスペースⅢ		2	
	ヒューマンスペースⅠ		2	クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする。
	音楽プロデュース演習Ⅱ		2	
	映像&メディア演習Ⅱ		2	
	舞台芸術プロデュース演習Ⅱ		2	
	ミュージアムスタディ演習Ⅱ		2	
	ミュージアムエデュケーション演習Ⅱ		2	
	クリエイティブ・プロデュース演習Ⅱ		2	ファッション表現領域、クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする。
	プロジェクトマネジメント演習		2	
	メディアクリエイション演習01		2	メディア表現領域は必修とする。
	メディアクリエイション演習02		2	
	メディアクリエイション演習03		5	
	プロジェクト&コラボレーション演習		4	
	ヒーリング表現Ⅰ		3	ヒーリング表現領域は必修とする。
	絵本表現演習Ⅱ		3	
	ぬいぐるみ表現演習Ⅱ		3	何れか3単位 ヒーリング表現領域は6単位必修とする。
	リレーショナルデザイン演習		3	
	ヒーリング・アート演習Ⅱ		3	何れか3単位
	ファッションテキスタイル		5	
	パフォーマンス・コミュニケーション演習		2	ファッション表現領域は必修とする
	ファッションクリエイション		3	
	ヒューマンスペースⅡ		2	スペース表現領域は必修とする。
	ヒューマンスペースⅢ		2	
	3年ゼミナール		3	
	クリエイティブ・コミュニケーション演習Ⅰ		2	クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする。
	クリエイティブ・コミュニケーション演習Ⅱ		2	
	国際コミュニケーション演習		2	
	クリエイティブ・プロデュース実習		2	ヒーリング表現領域、ファッション表現領域、スペース表現領域、クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする
	プロジェクトプロデュース演習		3	
	メディアクリエイション実習		5	メディア表現領域は必修とする。
	ヒーリング表現ⅡA		3	
	ヒーリング表現ⅡB		3	何れか3単位 ヒーリング表現領域は6単位必修とする。
	ヒーリング表現ⅡC		3	
	ヒーリング表現ⅡD		3	
	ヒーリング表現ⅢA		3	
	ヒーリング表現ⅢB		3	何れか3単位
	ヒーリング表現ⅢC		3	
	ヒーリング表現ⅢD		3	
	ファッションアート		6	ファッション表現領域は必修とする
	4年ゼミナール		3	
	プロジェクトプロデュース演習Ⅱ		3	スペース表現領域は必修とする。
	総合プロデュース実習		5	
	卒業制作		10	クリエイティブ・プロデュース表現領域は必修とする。 ヒーリング表現領域、ファッション表現領域、スペース表現領域は必修とする。
	卒業研究		10	

科目 区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共 創 デ ザ イ ン 学 科	学 科 専 門 科 目	共創デザイン演習Ⅰ-A	2		卒業のためには、学科専門科目について94単位以上修得すること。
		共創デザイン演習Ⅰ-B	2		
		共創デザイン演習Ⅰ-C	2		
		共創デザイン演習Ⅰ-D	2		
		共創デザイン演習Ⅰ-E	2		
		共創デザイン演習Ⅰ-F	2		
		共創デザイン演習Ⅰ-G	2		
		共創デザイン演習Ⅰ-H	2		
		共創デザイン実践Ⅰ	2		
		共創デザイン概論	2		
		ライフマネジメント論Ⅰ	2		
		ビジネスデザイン概論	2		
		コミュニケーション特論Ⅰ	2		
		デザイン基礎集中演習		2	
		ドローイング演習		2	
		プログラミング演習		2	
		インクルーシブデザイン論		2	何れか2単位必修とする。 何れか2単位必修とする。
		自律的キャリア教育		2	
		産官学連携演習		2	
		産官学連携実践	1		
		共創デザイン演習Ⅱ-A	2		
		共創デザイン演習Ⅱ-B	2		
		共創デザイン演習Ⅱ-C	2		
		共創デザイン演習Ⅱ-D	2		
		共創デザイン演習Ⅱ-E	2		
		共創デザイン実践Ⅱ	2		
		行動デザイン論	2		
		コミュニケーション特論Ⅱ	2		
		ライフマネジメント論Ⅱ-A	2		
		ライフマネジメント論Ⅱ-B	2		
		共創デザイン選択演習Ⅱ-A		2	
		共創デザイン選択演習Ⅱ-B		2	
		共創デザイン選択演習Ⅱ-C		2	
		共創デザイン選択演習Ⅱ-D		2	
		共創デザイン演習Ⅱ-F		2	
		人間工学（スペース&プロダクト）		2	
		コミュニケーション特論Ⅲ		2	
		感性異分野共創論Ⅰ		2	
		ソーシャルグッドネスデザイン論		2	
		留学認定科目A		2	
		留学認定科目B		4	
		留学認定科目C		6	
		留学認定科目D		8	
		留学認定科目E		10	

科目 区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共 創 デ ザ イ ン 学 科	学 科 専 門 科 目	共創デザイン演習Ⅲ-A	2		何れか2単位必修とする。 何れか2単位必修とする。 何れか2単位必修とする。

別表第2

教職に関する科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教職概論		2	1. 教育原論、教育心理学、青年心理学は学部共通科目内の開設科目
教育原論		2	
教育課程論		2	
教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）		2	
特別支援教育論		1	
教育心理学		2	
青年心理学		2	
教育制度論		2	
特別活動論（総合的な学習の時間の指導法を含む）		2	
道徳教育論		2	
美術科・工芸科教育法Ⅰ		2	高免のみの取得希望者は不要 美術科の免許状を取得する者は必修
美術科・工芸科教育法Ⅱ		2	
美術科・工芸科教育法Ⅲ		2	
美術科・工芸科教育法Ⅳ		2	
美術科・工芸科教育法Ⅴ		2	工芸科の免許状を取得する者は必修
美術科・工芸科教育法Ⅵ		2	
生徒指導論（進路指導を含む）		2	高免のみの取得希望者は不要
教育相談論		2	
教育実習指導		1	
教育実習Ⅰ		2	
教育実習Ⅱ		2	
教職実践演習（中・高）		2	

別表第3

博物館に関する科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
博物館概論		2	1. 博物館概論は学部共通科目内の開設科目
生涯学習概論		2	
博物館経営論		2	
博物館展示論		2	
博物館教育論		2	
博物館資料論		2	
博物館資料保存論		2	
博物館情報・メディア論		2	
博物館実習		3	

女子美術大学学則 別表第 4
(新)
芸術学部 (令和 8 年度)

項 目			金 額
入学料 (初年度のみ)	1 年次		220,000 円 (110,000 円)
	3 年次編入学		220,000 円 (110,000 円)
	転入学		220,000 円 (20,000 円)
施設設備料 (年額)			380,000 円
維持費 (年額)			60,000 円
授業料 (年額)			1,238,000 円
実習料 (年額)			20,000～148,000 円
入学検定料	1 年次	特別選抜 (外国人留学生) 以外	30,000 円 (15,000 円)
		特別選抜 (外国人留学生)	50,000 円 (25,000 円)
	3 年次編入学		30,000 円 (15,000 円)
	転入学		30,000 円 (15,000 円)
科目等履修生	履修料 (1 単位)	講 義	22,800 円
		演 習	33,400 円
		実技実習	40,900 円
	検定料		5,000 円 (3,000 円)
研究生	授業料等	入学料	100,000 円
		授業料 (年額)	916,900 円
		実習料 (年額)	38,200～71,200 円
	検定料		10,000 円

備考

1. 入学料 1 年次の () 内の金額は、本学付属高等学校からの推薦入学者に適用する。
2. 入学料 3 年次編入学及び入学検定料 3 年次編入学の () 内の金額は、併設短大、本学に 2 年以上在学し 62 単位以上修得した者及び本学卒業者の場合に適用する。
3. 入学検定料 1 年次の () 内の金額は、本学園卒業・修了・在学生、本学の他学科・専攻及び併設短大本科に併願した場合、または本学に複数回出願した場合に適用する。
4. 入学料転入学及び入学検定料転入学の () 内の金額は、本学学生の場合に適用する。
5. 実習料はその専攻する内容によって定める。
6. 第 2 年次以降の授業料はスライド制授業料とする。
7. 科目等履修生で実技実習を履修する場合は、履修料のほか必要な実習料を徴収する。
8. 科目等履修生の検定料の () 内の金額は、本学卒業・修了生に適用する。

女子美術大学学則 別表第 4

(旧)

芸術学部 (令和 7 年度)

項 目			金 額
入学料 (初年度のみ)	1 年次		220,000 円 (110,000 円)
	3 年次編入学		220,000 円 (110,000 円)
	転入学		220,000 円 (20,000 円)
施設設備料 (年額)			380,000 円
維持費 (年額)			60,000 円
授業料 (年額)			1,198,000 円
実習料 (年額)			20,000～148,000 円
入学検定料	1 年次	特別選抜 (外国人留学生) 以外	30,000 円 (15,000 円)
		特別選抜 (外国人留学生)	50,000 円 (25,000 円)
	3 年次編入学		30,000 円 (15,000 円)
	転入学		30,000 円 (15,000 円)
科目等履修生	履修料 (1 単位)	講 義	22,000 円
		演 習	32,300 円
		実技実習	39,600 円
	検定料		5,000 円 (3,000 円)
研究生	授業料等	入学料	100,000 円
		授業料 (年額)	887,600 円
		実習料 (年額)	38,200～71,200 円
	検定料		10,000 円

備考

1. 入学料 1 年次の () 内の金額は、本学付属高等学校からの推薦入学者に適用する。
2. 入学料 3 年次編入学及び入学検定料 3 年次編入学の () 内の金額は、併設短大、本学に 2 年以上在学し 62 単位以上修得した者及び本学卒業者の場合に適用する。
3. 入学検定料 1 年次の () 内の金額は、本学園卒業・修了・在学生、本学の他学科・専攻及び併設短大本科に併願した場合、または本学に複数回出願した場合に適用する。
4. 入学料転入学及び入学検定料転入学の () 内の金額は、本学学生の場合に適用する。
5. 実習料はその専攻する内容によって定める。
6. 第 2 年次以降の授業料はスライド制授業料とする。
7. 科目等履修生で実技実習を履修する場合は、履修料のほか必要な実習料を徴収する。
8. 科目履修生の検定料の () 内の金額は、本学卒業・修了生に適用する。